

「山口県子どもの貧困対策推進計画」(素案)の概要

**第1章 山口県子どもの貧困対策推進計画の策定にあたって**

1 計画策定(改定)の趣旨  
本県の子ども取り巻く環境等を踏まえ、子どもの貧困対策を総合的に推進するための基本指針として、計画を策定(改定)

2 計画の位置付け  
「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく都道府県計画

3 計画の期間  
令和2年度～令和6年度(5年間)

**第2章 子どもを取り巻く現状と課題**

1 子どもの貧困率について(全国)  
7人に1人の子どもが経済的に困難状況(ひとり親家庭は約半数)

区分	H24	H27	H30
子どもの貧困率	16.3%	13.9%	13.5%
子どもがいる現役世帯のうち大人一人の貧困率	54.6%	50.8%	48.1%

2 生活保護世帯の進学率について  
H29年度卒業後の進学率は、H25年度から高等学校等進学率がほぼ横ばい(87.1%→87.0%)、大学等進学率が7.3ポイント上昇(19.6%→26.9%)

3 ひとり親世帯の就業率について  
H29の就業率は、H24から母子世帯が4.5ポイント上昇(87.8%→92.3%)、父子世帯がほぼ横ばい(91.2%→91.0%)

4 就学援助について  
H30の就学援助率は、H26から3.4ポイント減少(23.81%→20.42%)

5 子どもの生活実態調査について(令和元年度)  
生活困難度  
・困窮層(2つ以上の要素に該当) 小5: 8.9%、中2: 11.0%  
・周辺層(いずれか1つに該当) 小5: 16.4%、中2: 19.5%  
※「①低所得」「②家計の逼迫」「③子どもの体験や所有物の欠如」の3つの要素を用いて生活状態を分類

6 課題のまとめ  
・子どもの貧困は、経済的な困窮だけでなく様々な要因が重複  
・関係機関が連携して実態等を把握し、支援策に繋げることが必要  
・地域によって格差が生じないように、市町による取組の充実促進

**第3章 施策の方向性**

1 基本目標

【目標】  
子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境に左右されることがなく、すべての子どもが夢と希望を持って成長していける社会の実現

【基本方針】  
■親の妊娠・出産期から子どもの社会的自立までの切れ目のない支援の推進  
■支援が届かない又は届けにくい子ども・家庭への配慮  
■市町との連携による取組の充実

3 子どもの貧困に関する指標  
以下の項目を指標として設定し、その改善に向けて取り組む

項目		指標	
生活保護世帯に属する子ども	高等学校等進学率	87.0%	
	高等学校等中退率	3.5%	
	大学等進学率	26.9%	
児童養護施設の子ども	進学率	84.2%	
	中学校卒業後 高等学校等卒業後	51.7%	
全世帯の子ども	高等学校中退率(公私立学校)	1.5%	
	高等学校中退者数(公私立学校)	550人	
スクールソーシャルワーカー・ スクールカウンセラー	スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合	公立小学校 51.6% 公立中学校 73.5%	
	スクールカウンセラーの配置率	公立小学校 100.0% 公立中学校 100.0%	
	就学援助制度	入学時及び毎年度進級時に学校で就学援助制度の書類を配布している市町村の割合	68.4%
		新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況	小学校 94.7% 中学校 100.0%
ひとり親世帯の状況	ひとり親家庭の親の就業率	母子世帯 84.9% 父子世帯 89.7%	
	ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合	母子世帯 50.5% 父子世帯 74.4%	
	養育費の取り決めをしている割合	母子世帯 56.3%	
子どもがある全世帯の状況	電気、ガス、水道料金の未払い経験	電気 3.4% ガス 3.4% 水道 4.0%	
	食料又は衣服が買えない経験	食料16.5% 衣服22.6%	
子どもの居場所づくり	生活困窮世帯等学習支援事業の実施市町数	11市町	
	「子ども食堂」箇所数	27箇所	

**第4章 指標の改善に向けた具体的施策の推進**

1 教育の支援

(1) 幼児教育・保育に係る経済的負担の軽減及び幼児教育・保育の質の向上  
・幼児教育・保育の無償化の円滑な実施  
・家庭教育支援チーム等による取組の推進

(2) 地域に開かれた子どもの貧困対策のプラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築  
・SSW、SCが機能する体制の構築  
・教員が子どもの貧困問題への理解を深めるための研修の実施

(3) 高等学校等における修学継続のための支援  
・高校中退者の学び直しに対する支援

(4) 大学等進学に対する教育機会の提供  
・高等教育の修学支援新制度の円滑な実施

(5) 特に配慮を要する子どもへの支援  
・障害のある児童生徒等への支援

(6) 教育費負担の軽減  
・市町による就学援助費補助の実施促進  
・高校生等への修学支援等による経済的負担の軽減

(7) 地域における学習支援等  
・地域学校協働活動における学習支援等  
・生活困窮世帯やひとり親家庭の子どもに対する学習支援等

(8) その他の教育支援  
・学校給食の普及・充実及び食育の推進  
・多様な体験活動の機会の提供(AFPYなどの体験活動等)

**2 生活の安定に資するための支援**

(1) 妊娠・出産・子育て期における支援  
・「やまぐち版ネウボラ」の推進  
・特定妊産婦等困難を抱えた女性の把握と支援

(2) 保護者の生活支援  
・育児負担軽減のための子育て支援サービスの充実

(3) 子どもの生活支援  
・子ども食堂の県内拡大に向けた開設・運営等の支援

(4) 子どもの就労支援  
・生活困窮世帯等の子どもに対する進路選択等の支援  
・高校中退者等への就労支援

(5) 住宅に関する支援  
・民間賃貸住宅の円滑な入居に関する相談・情報提供等

(6) 児童養護施設退所者等に関する支援  
・家庭への復帰支援、退所後の相談支援

(7) 支援体制の強化  
・児童相談所等の体制強化  
・生活困窮者自立支援制度とひとり親家庭向けの施策の連携  
・相談職員の資質向上

**3 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援**

(1) 職業生活の安定と向上のための支援  
・女性の希望に応じた就業支援

(2) ひとり親に対する就労支援  
・資格取得促進のための給付金の支給  
・学び直しの支援

(3) ふたり親世帯を含む困窮世帯等への就労支援  
・生活保護受給者の就労促進のための給付金等の支給  
・非正規雇用から正規雇用への転換に向けた支援

**4 経済的支援**

・児童手当・児童扶養手当制度の着実な実施  
・養育費の確保に向けた相談支援の実施

**第5章 新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえた子どもの貧困対策**

・授業のオンライン化に向けた端末の配備  
・新しい生活様式により実施する子ども食堂の取組を支援  
・住宅を失った方等に対する住宅確保支援  
・人手不足業種等への再就職支援  
・生活福祉資金(緊急小口資金)の貸付

**第6章 計画の推進**

・関係団体等の連携・協力を得ながら計画を着実に推進  
・県と市町が一体となって取り組むとともに、市町の取組を支援  
・計画の進捗状況について、定期的な点検・評価の実施  
・必要に応じて計画の見直しを検討